

○風俗環境保全協議会に関する規則

平成28年6月21日  
公安委員会規則第16号

風俗環境保全協議会に関する規則をここに公布する。

風俗環境保全協議会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)  
第38条の4、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第110条  
及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年鹿児島県条例第50号。以下「条例」とい  
う。)  
第19条の規定に基づき、風俗環境保全協議会(以下「協議会」という。)の設置、その委員の定数、任期その他協  
議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 条例第19条に規定する地域のうち、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は法第33条第6項に規定する酒類提供飲食  
店営業に関し、当該地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するために必要が  
あると認める場合に、その地域ごとに協議会を置く。

(委員)

第3条 各協議会の委員の定数は、委員15人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 公安委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認める場合若しくは職務を怠ったと認める場合又  
は委員に委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを解囑することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は、警察署長を除いた委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、協議会を置く地域を管轄する警察署において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。